

木曽町商工会物価高騰等対策支援金給付要領（非会員用）

（趣旨）

第1条 木曽町商工会（以下「商工会」という。）は、エネルギー価格をはじめとした物価高騰等による影響を受けている町内の法人・個人事業主に対し、事業継続に資する取組への支援として、予算の範囲内において木曽町商工会物価高騰等対策支援金（以下「支援金」という。）を給付する。

（給付対象者）

第2条 支援金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 木曽町内に事業所又は事務所（以下「事務所等」という。）を有し、第4条の規定により支援金の給付の申請を行った日（以下「申請日」という。）の6か月以上前から継続して事業を営んでいる者であること（営業実態があることをいう。）。
 - (2) 支援金を受領後も3年間は事業を継続すること。
 - (3) 支援金と同様の助成制度による財政支援を受けない、又は受ける見込みがないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者とししない。
- (1) この要領の規定により支援金の給付を受けたことがある者
 - (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に關与している者
 - (3) 事業を営むに当たり必要な法令等の許認可等を取得していない者
 - (4) 国又は地方公共団体が経営に直接又は間接に参画している者
 - (5) 破産法に基づく破産手続き開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者
 - (6) その他商工会が不適當と認める者

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、支援金の給付対象となる一つの給付対象者につき、直近年（期）決算と直近2年（期）前決算の仕入れ原材料費・水道光熱費・ガソリン代等（以下「支援対象経費」という。）を比較して、次の各号に掲げる物価高騰等の影響を受けた支援対象経費の増額分の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 20万円未満 2万7千円
- (2) 20万円以上40万円未満 4万5千円
- (3) 40万円以上 6万3千円

（給付申請）

第4条 支援金の給付を受けようとする者は、商工会に申請したい旨の事前連絡をした上で、支援金給付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて商工会に提出しなければならない。

- (1) 支援対象経費計算書
- (2) 個人にあっては、それぞれ直近年分と直近2年前分の所得税及び復興特別所得税確定申告書の写し、及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等の写し）。
- (3) 法人にあっては、直近期と直近2期前の法人税確定申告書の写し、法人事業概況説明書の写し、決算報告書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費等を含む）、履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に取得したものに限る）。

(4) 申請書に指定した金融機関の振込口座を確認できる書類

(5) その他商工会が必要と認める書類

(給付申請の期限)

第5条 前条に規定する申請書の提出期限は、令和8年8月31日とする。

(支援金の給付)

第6条 商工会は、第4条の規定により申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類の内容を確認し、商工会役員による最終審査において支援金を給付すべきと認めたときは、当該申請者に対し、速やかに、支援金に相当する額を当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

2 商工会は、前項の規定による審査の結果、第4条に定める書類の不足や追加書類の提出が必要であると認めたときは、当該申請者に対し、通知するものとする。

3 商工会は、第1項の規定による審査の結果、支援金を給付することが不適当と認めたときは、当該申請者に対し、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 第4条に規定する申請をした者は、商工会が指定する期日までに文書をもって当該申請を取り下げることができる。この場合において、支援金の給付後に申請を取り下げた場合にあっては、商工会が指定する方法により支援金を返還しなければならない。

(調査等)

第8条 商工会は必要があると認めるときは、給付対象者に対し必要な報告を求め、または調査をすることができる。

(不当利益の返還)

第9条 虚偽の申請又は不正な手段により支援金の給付を受けた者は、当該給付を受けた支援金に相当する額を商工会の指定する方法により返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第10条 給付を受けた者は、支援金に係る書類及び帳簿について、支援金の給付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から起算して原則5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日以前に支援金の交付を受けた者については、第8条から第11条までの規定は、この要領の失効後も、なおその効力を有する。